

## 日本年金機構運営評議会（第35回）議事要旨

1. 開催日時 平成30年12月12日（水）10時00分～11時50分
2. 場 所 AP虎ノ門 11F A会議室
3. 出席委員 菊池座長、池田委員、大山代理委員（石谷委員代理人）、  
植西委員、伊藤代理委員（南部委員代理人）、平塚委員（6名）
4. 議題
  - ① 第3期中期計画策定に向けた機構におけるこれまでの取組について
  - ② 視察報告
5. 意見概要 （○：委員意見 ●：機構からの説明）

### [議題①]

#### 第3期中期計画策定に向けた機構におけるこれまでの取組について

- 届書等の事務処理を年金事務所から事務センターへ集約したことについては、専門性やチェック体制を高めるためだと理解しているが、一方で処理が遅くなったとの声もある。

特に、健康保険証の発行については、協会けんぽとの連携の兼ね合いもあると思うが、どのくらい遅くなっているのか。

- 保険証発行についてのご批判があることは承知している。現場からは、平均8日、長くても9日で手元に届くよう処理をしていると聞いている。しかし、この数字はあくまでも平均日数であり、業務が集中する繁忙期に対応できていないことがあり得る。

業務の効率化を図るため、システム刷新によりペーパーレス化やシステム化を進めてきたが、昨年度は利用する職員が不慣れであったことから、上手く機能していなかった部分があった。この点については解消されつつあるので、今後は次の2点について、検討・試行をしている。

1点目は、健康保険証の発行フローの変更、

2点目は、東京事務センターで事務が集中した際に、他の事務センターにおいて事務分担できるようなフォロー体制の構築、である。

これらが機能するようになれば、更に処理期間の短縮が可能になると考えているが、委員のご意見を受け止め、改善を進めていく。

また、資格証明書については、窓口で発行の用途をお示しするようにしているが、作成期間の短縮を図るための新たな仕組みを現在検討しているところである。

- 国民年金未加入者数、厚生年金保険の未適事業所数共に減少しており、改善が進んできていると考えるが、更に未加入者を減少させるために、私からは、年金受給者団体や年金委員の活動に関わっている立場から、2点申し上げたい。

年金事務所からの情報提供が少ないので、もっと連携を密にして、年金制度説明会や年金セミナーを開催する際に、未加入者や未適事業所等のターゲットを絞って確実に啓蒙していくべきだと考えている

また、年金委員が機構発足時より減少してきており、我々としても増加策を考えているところである。その一つとして、機構(旧社会保険庁)のOBを年金委員にしたいと考えており、機構から働きかけを行ってほしい。

- 年金委員に関しては、様々なご意見をいただいております。現在、年金委員と年金事務所の連携について、どのようなことが可能か検討しつつ、その実現のためにモデル実施を計画しているところである。年度内に取りまとめができるようにしたいと考えている。

- 地域との関わりという面では、疾病などで本人からの請求が困難な場合に年金請求権が時効消滅してしまうケースがある。そのようなケースにおいて、行政サイドからのアプローチとして、年金委員に活躍していただけないかとも考えている。

- 受給資格がありながら年金受給に結びついていない方へのアプローチについては、老齢年金では69歳時にリマインドを行っている。しかし、障害年金請求においては、なかなか難しい面があり、今後の対策については検討していきたい。

また、年金委員における機構OBが占める割合は増えてきているが、委員になっていただくことを強制することはできない。しかしながら、四千数百名の年金委員をどのようにサポートしていくか、地域との関わりという観点からも、考えていかなければならないと認識している。

- 福祉の面からも年金業務に注目している。障害年金審査業務の集約について、集約前後での比較・分析がなされているのであれば、教えていただきたい。
- 集約前の状況については、事務センター毎の正確な統計がないため、比較はできないが、認定結果の標準化を一層進めるためにも、集約後の認定結果については傷病別・地域別等の統計分析を行うよう指示したところである。

ただし、障害認定については、基準に沿った認定を行うことが肝要であり、地域別認定率の高低でその良し悪しを判断することはできないと考えている。
- 基幹業務等改善してきていることは、評価できると考える。

健康保険証について、厚労省でもオンライン資格確認を検討しているとも聞いているので、早期発行をお願いしたい。

外国人適用問題については、大きな問題である。例えば、保険料が低い国から特定技能として来日した外国人労働者は納付意識が低いため、どのようにアプローチをして納付に結び付けていくのか。脱退一時金等の対応も含め体制を整えていただきたい。

また、年金生活者支援給付金の事務は機構が担うのかも併せて伺いたい。
- 改正入管法に基づく新たな在留資格による外国人については、法務省からの情報提供をうけてしっかり適用を進めていく。

また、年金生活者支援給付金事務は機構で行うが、給付にあたっては、年金以外の所得も確認する必要があり、市区町村との情報連携体制の確立も含め、10月施行に向けて準備を進めている。
- ターゲットを明確にして効果的に保険料徴収していく必要があると考えており、法務省から、特定技能の外国人労働者の受け入れ先の情報提供をうけて、集中的にそこに対して対策をとるなど、是非とも関係機関と連携して、外国人適用問題への体制を整えていただきたい。
- 外国人適用問題は、医療・年金ともに関わってくるので、事務を適切に行える体制づくりを、当会としても提案していきたい。

- 法律で定められている「居住者には年金制度を適用して、保険料を徴収する」ということを、外国人・日本人関係なく現在も対応している。今後も、政府等の議論を踏まえて、対応を進めてまいりたい。
- 保険証の発行について、サービススタンダードを外部に示すと、少なからず納得感が得られるのではないかと。

また、年金制度の普及については、今までも全国社会保険労務士会連合会と機構は連携して活動をしているが、今後も更なる若年層への普及・広報等について、連携できればと考えている。
- サービススタンダードを公表するかどうかは、協会けんぽとの関係もあり、両方での検討が必要である。現在も内規としての基準はあり、これに基づいて業務を行っているところだが、今後は、システム改修と併せて改善していきたい。ただ、認定作業にはある程度の期間が必要であることもご理解いただきたい。

年金制度に関する理解促進については、教育機関への年金セミナーを年に約3,000回、全国社会保険労務士会連合会等のご協力をいただきながら行っている。地域代表年金事務所に地域調整課を設置し、地域年金展開事業の企画を担っているが、企業や地域の集まりへの実施はなかなかできていないため、その役割も含め検討していきたい。
- 紙媒体による届書のデータ化について「AI-OCR 導入を検討中」とあるが、具体的な検討状況を教えてほしい。
- 現在、扶養親族等申告書の一部業務について試行実施を行い、その効果検証をしている。今後業務全般に展開が可能かどうかは、プロジェクトチームを立ち上げて検証をしているが、機構が扱う届書書類のフォーマットが多岐にわたっているため、本格実施するにあたっては工夫が必要と考えている。
- 従業員の取得手続きは5日以内となっているが、遅れて提出があった場合はどうするのか。遡及提出時のシステムチェックも十分していただきたい。
- 資格取得喪失手続きを一定の期日内に行っていただくよう、事業主をお願いをしている。

遅れて届出されると、それまで加入していた保険者の健康保険証を利用して遡及した期間に受診した場合、医療費の返納が生じるので、現行では被保険者に返納手続き等の負担をしていただいている。

このため、遡及適用について一定のルールを設けるべきという声があることも認識しているが、法律に基づいて正しく処理をする必要があることから、遅れて手続きされた場合であっても、遡って処理を行っている。

- 遡及して手続きした場合にどのようなことが生じるのか、正しく理解して手続きをとっていただくよう企業側に伝えていく必要があると考えており、それは年金委員の役割になるのではないかと考えている。  
そこで、年金委員の活用という観点から、職域型で組織化している年金委員会に地域型年金委員を組み入れることはできないかと考えている。機構からの情報提供だけでは難しい部分があると思うので、既存の団体とも連携して年金制度の広報をしていければと考えている。是非検討していただきたい。
- 委員の活動範囲が異なっており、検討が必要だが、年金委員にもっと活躍していただけるよう、県単位で組織化されている年金委員団体に現在ヒアリングを行う予定。具体的な方針は、モデル実施を踏まえ整理していく予定であり、ある程度まとまったところでご報告させていただきたい。
- 医療保険側では、個人単位の被保険者番号の使用を検討していると聞いている。個人情報保護の観点から、その取扱いや管理については十分な注意を払って対応いただきたい。
- そのような検討が行われていることは、承知している。その検討状況も踏まえて、機構側でも対応方針を検討していきたい。

## [議題②] 視察報告

(以上)